

2020年10月9日

文部科学大臣  
萩生田 光一 様

公益社団法人 全国人権教育研究協議会  
代表理事 野口 誠也



## 同和教育を重要な柱とする人権教育の推進に関する要請

全国同和教育研究協議会は、被差別部落の子どもたちの保育・教育ならびに就職の機会均等を完全に保障することを部落問題解決の最重要課題として位置づけ、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざす教育の研究実践に取り組んできました。その取組は、日本における人権教育の基底を築いてきたところです。その歴史を引き継ぐ私たち全国人権教育研究協議会（以下、全人教）は、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」をテーマとして、すべての子どもたちの自己実現と社会参画の保障に向けて研究実践に取り組んでいます。その公益性から、2009年6月に一般社団法人として、2011年12月には公益社団法人として内閣府より認定を受けました。

人権政策の確立に向けて、2000年に「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」（人権教育啓発推進法）が施行され、2002年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これを受けて、貴省では、3次にわたって人権教育の指導方法等の在り方についての「とりまとめ」を示し、その後も「人権教育の推進に関する取組状況調査」の実施などを行いながら、全国に人権教育に関わる取組内容について提言を行っています。さらに、「学校教育における人権教育推進調査研究会議」を設置され継続した人権教育の取組の推進が図られています。

しかしながら、部落差別をはじめとして社会的弱者への差別は依然として存在しており、格差社会が進行する中で人権に関する様々な新たな課題もあらわれています。また学校や家庭において、いじめ・児童虐待等子どものいのちと尊厳が脅かされる事態が生じるなど、子どもの権利条約で示された「子どもの最善の利益」が守られていない状況があります。

私たちは、教育を受ける権利と教育の機会均等の保障、社会参加を通じた子どもたちの自己実現、人権を基盤とした学校づくり等々の取組が重要と考え、同和教育を重要な柱とする人権教育を推進してきました。

また、今年新型コロナウイルス感染の広がりとともに、教育の関連では、3月初旬からの政府要請に基づく学校休業が全国的に実施されて、子どもたちの学習権が大幅に制限されるという事態が起きました。さらに、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見に基づく忌避・排除などの差別（人権侵害事象）が生起しています。

こうした状況をふまえて、教育諸課題の解決のために、下記の点について積極的な措置を講じられますことを要請します。

### 記

#### I 人権教育の推進に関して

- 1 「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、部落差別解消推進法）第5条に基づいた貴省の具体的な施策をお示してください。
- 2 「人権教育啓発推進法」第8条に基づく年次報告「人権教育啓発白書」には学校教育における取組に関して、「人権教育の推進」と「道徳教育の推進」について言及されており、人権教育も道徳教育も学校での教育活動全体で取り組むこととされています。さらに小学校・中学校においては、1958年の学習指導要領から「道徳の時間」が設定さ

- れ、2018年度小学校、2019年度中学校で「特別の教科 道徳」として教科化されました。道徳教育と人権教育の関連についての文部科学省の見解を求めます。
- 3 「学校教育における人権教育推進調査研究会議」の今後の在り方や課題について、お示しください。
  - 4 「人権教育研究指定校・人権教育総合推進地域」等の予算措置及び課題についてお示しください。
  - 5 障害者差別解消法は「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の締結に伴う国内法として制定・施行されました。障害者権利条約には「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されない」ことが規定されています。この教育制度について、貴省は、インクルーシブ教育システムの構築として、特別支援学校も含めての「分けた教育」を実施されています。さらに、特別支援学校の新設が続いたり入学者数が増加したりするなど、「分けた教育」が広がっていると私たちは認識しています。これは、障害者権利条約が示すインクルーシブ教育（障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習の確保）と概念を異にするものであることは、要請の度に伝えてきました。「障害者権利条約」が示すインクルーシブ教育の実現に向けて制度の改変の検討をお願いします。
  - 6 2012年の中央教育審議会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の中にも「教職員への障害のある者の採用・人事配置」の項で「学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である」「児童生徒等にとって、障害のある教職員が身近にいることは、障害のある人に対する知識が深まるとともに、障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなるなどの効果が期待される。このため特別支援学校をはじめとする様々な学校においては、障害のある教職員が配置されるよう、採用や人事配置について配慮する必要がある」との指摘があります。小・中・高等学校等において障害のある教職員の採用が増大することは、子どもたちの学びを深めていくことにつながることを期待できます。学校における障害のある教職員の採用についての現状と進捗状況をお教えてください。
  - 7 ハンセン病家族裁判の熊本地裁判決が確定しました。判決文は文部科学大臣の責任について言及しています。この問題に関する文部科学省としての見解をお示しください。
  - 8 新型コロナウイルスに関わる状況に対する施策検討の貴省設置の審議会においても学級定数を切り下げる議論がなされています。また、多くの教育関係団体から学級定数を20程度にという具体的な要求も出されています。私たちはこれまで同和教育を推進するための施策として学級定数が35人であった実績から、35人学級の実現を要請してきましたが、何よりも子どもたちの学習環境整備のために、学級定数の削減に向けての取組を要請します。
  - 9 義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面国庫負担率2分の1への復元を図ってください。
  - 10 全国すべての大学・短期大学・各種専修学校等に部落問題・人権問題を学習する講座を設置するよう貴省の取組を要請します。特に、学校における人権教育推進のため、教員養成系・教職課程を有する大学等については講座の設置とともに履修の推奨を求めます。
  - 11 公立高校に関して、下記の項目について要請します。
    - (1) 経済的理由から私立学校に通うことができない状況にある子どもたちの進路保障のために、公立高校の増設と学級数の拡充及び制度の充実を図ってください。
    - (2) 現在夜間定時制高校は、勤労青少年のみならず、不登校経験者や全日制高校からの編転入学者、個別の支援を必要とする生徒、日本語指導の必要な生徒、経済的な困難を抱えた生徒、中学校夜間学級を卒業した生徒など、様々な課題をもつ生徒が多数在籍し

ています。そのような生徒が安心して学校に通い学ぶためには、学校は多様なニーズに対応することが求められます。そのために定時制高校の環境整備や制度の拡充を図ってください

(3) 公立高校の入学試験において定数内の不合格者が今なお存在します。様々な困難を抱えた子どもの学ぶ権利を保障する観点から、こうした定数内不合格がなくなるような措置をとってください。

12 「全国学力・学習状況調査」に関して、下記の項目について要請します。

(1) 今年度は新型コロナウイルス感染状況により調査は見送られましたが、私たちは、本調査の「実施要領」に反する調査結果の公開や目的外使用を認めないように、求めてきました。調査結果の県単位、自治体単位、さらには学校単位で公表されることが「過度な競争」や「序列化」を生み、これは本調査の趣旨から大きく逸脱することと言わざるをえません。こうした事象が起きるのは、悉皆調査として実施されていることにも要因があると思います。調査の本来の趣旨からすれば、サンプリング調査での実施が適切だと思われまます。次年度実施の際にはサンプリング調査での実施を検討ください。

(2) 本調査のオンラインでの実施が検討されています。その具体的な方法については決して、序列化につながらない方策の検討をお願いします。

13 2016年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されました。貴省は、公立中学校夜間学級に対する支援や設置促進に向けた施策の検討のため「中学校夜間学級等に関する実態調査」をとりまとめ、義務教育修了者(形式卒業生)の中学校夜間学級再入学を認めるように通知を出したり、公立中学校夜間学級未設置県に設置促進を働きかけ、リーフレット「夜間中学のご案内」を作成したりするなど、この間夜間中学について積極的に取り組まれていることに、感謝と敬意を表します。

しかしながら、全国には、さまざまな理由で中学校を卒業できず義務教育年齢を超えた人が百数十万人いるといわれています。ボランティアらが運営する自主夜間中学校は、識字教室や日本語学級を含めると全国に約300カ所あり、外国人を含む約7400人が学んでいるといわれますが、いずれも厳しい財政状況や運営状況にあります。一方公立中学校夜間学級については、貴省は各都道府県に少なくとも1校の設置を目途とされていますが、依然として10都府県34校にとどまっている状況です。現状の認識及び今後の施策についてお示しください。

14 部落差別解消推進法は社会教育の分野においても施策の推進を国の責務としています。これを受けての施策として、以下のことを要請します。

(1) 同和教育を重要な柱とする人権教育を生涯学習体系の中に位置づけるための施策の充実を要請します。

(2) 成人基礎教育の充実に向けても、これまで私たちが取り組んできた識字活動や日本語学級は人権確立に向けた重要な取組です。この間取り組まれてきた施策と今後の在り方を明らかにしてください。

(3) 教育集会所や公民館などの社会教育施設等を人権教育の拠点として積極的に活用し、身近な人権問題の解決に資するために、社会教育における人権教育のいっそうの充実を図ってください。

## II 高等学校等就学支援金制度や奨学金制度等と高等教育無償化の漸進的導入に関して

1 日本はOECD加盟国の中で高等教育の授業料が最も高額な国の一つである一方で、教育支出の公費負担割合は諸外国と比べて著しく低いことが指摘されています。給与所得者の平均給与が年々減少傾向にあるため、奨学金等の公的支援を必要とする家庭が年

々増加していますが、卒業後も非正規型就労の増加等もあって貸与型奨学金を返済できない若者が増え、深刻な社会問題となっています。

教育費の負担については、既に日本政府は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（「社会権規約」）の第13条2（b－中等教育）及び（c－高等教育）の適用に当たり、これらの規定にいう「無償教育の漸進的導入」について拘束されない権利の留保を2012年9月に撤回し、それに基づいて高等学校等授業料無償化の措置がとられてきました。（現在は高等学校等就学支援金制度に変更されています）しかし、高等教育の漸進的無償化についての具体策は図られずに今日に至っています。

「高等教育を受ける機会均等と無償教育の漸進的導入」についての具体的施策についてお示しください。

2 高等学校等就学支援金制度や後期中等教育・高等教育における奨学金制度等に関して以下の項目について要請します。

(1) 「高等学校等就学支援金」制度について、後期中等教育段階にあるすべての子どもたちの教育の機会均等を保障するために、朝鮮学校も含めたすべての学校を対象とするよう要請します。また手続きの問題から、真にこの制度が必要な家庭が手続きを行えなかったり、利用を断念したりするという事態が生じています。引き続き、手続きの簡素化などの改善を要請します。

(2) 後期中等教育・高等教育への無償教育の導入に向けては、奨学金制度は貸与制ではなく、すべてが給付制であるべきであると考えます。すべての奨学金を給付制とすることを強く要望します。

(3) 日本学生支援機構が行う奨学金事業において新たに導入された「給付型奨学金制度」は、各高等学校等から設定された推薦基準に基づいての申請を受けて支給される制度となっており、その実施について現場から不満が多く聞かれましたが、申込資格や選考基準が示され、実施に向けての改善は図られてきました。今後も給付型奨学金の拡充も含めて、経済的な理由で教育機会が奪われることのない施策の実施をお願いします。

(4) 今年も各地で豪雨など自然災害による被災者が多くなっています。その中での奨学金受給生徒・学生の数はどれくらいでしょうか。各地方自治体の奨学金の中には被災奨学生の返還猶予・免除を規定しているものがありますが、日本学生支援機構の奨学金制度についてもそうした規定が含まれるように、また弾力的な運用がなされるように要請します。

3 今回の新型コロナウイルスの影響により、学費の支弁に窮する大学生がたびたび報道されました。支援策を打ち出す大学もありますが、学業を半ばにして諦めなければならない状況も生じています。貴省では、「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」が創設されましたが、その応募及び給付状況等の実施状況をお教えください。

### Ⅲ 学校における色覚検査等に関して

全国の学校での定期健康診断で制度的に実施されてきた色覚検査は、色覚特性について理解が進み、色覚検査で「異常」と判別される児童生徒でも、大半は学校生活に支障がないという認識のもと、差別や遺伝子に関わるプライバシーなど人権侵害につながる恐れもあるとして、貴省は2003年に定期健康診断の必須項目から色覚検査を削除した改正規則を施行し、以来学校で集団的に一律に色覚検査を行うことを廃止されました。

しかしながら、貴省は2014年4月に「希望者に対して個別に実施するもの」としつつ、学校での色覚検査実施について「保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要がある」との通知を出し、2016年度から任意検査であるとしつつ、実施に踏みきり、事務連絡では校長名で全保護者に配布し回収する「検査申込書」の書式まで示されました。

学校現場では、検査項目から色覚検査が削除された経緯や根拠の説明が十分に浸透していなかったため、色覚について指導や説明もないまま、通知に従って保護者へ「検査申込書」を配布し、色覚検査の周知と受診への同意の誘導を通じて実質的に一律色覚検査を復活させる事例が全国各地で見られています。学校で実施されている石原式検査表を使っている検査は、スクリーニングテストに過ぎません。しかし、確定診断として扱われ差別や選別に使われてきたという歴史があります。さらに、色覚特性が「異常」とされている人が、日本では男性の20人に1人、女性の200人に1人いると言われていたことが、日常生活でほとんど支障のない遺伝形質に対して「異常」と呼称することを問題視し、日本遺伝学会は色覚特性の「異常」を「色覚多様性」と言い換えました。

これらのことに関して、下記の項目について要請します。

- 1 学校における定期健康診断から除外されていた色覚検査が、保護者の希望と同意を前提としながら再び学校での色覚検査を行うように通知した結果の現状について明らかにしてください。
- 2 保護者からの申込による色覚検査の実施状況についてお教えてください。
- 3 色覚に差異があるかどうかは専門医による診断が必要であり、学校で専門的な知識や技術を持たない教職員が「石原式検査表」を使って「診断」をすることは、色覚に差異のある当事者に不安を持たせるだけでなく、周囲の子どもたちに色覚に対する偏見や差別を生み出すものです。申込に対しての検査は、学校における色覚検査ではなく、直接専門医による診断につなげる対応を要請します。
- 4 貴省は「色覚に関する指導の資料」および「色覚問題に関する指導の手引き」などを発行し、色覚特性についての理解に基づく学習の指導などについて現場へ啓発をさせていただきました。また、日本学校保健会が「学校における色覚に関する資料」も発行されています。これらの資料では、「色覚異常」について言及されています。日本遺伝学会からの提起を受けて「色覚多様性」など表現を改めたものへの書き換えを検討してください。
- 5 色覚に対する正しい理解は、全ての子どもたちの学習課題です。学習資料の作成と現場への配付に関して検討をお願いします。

#### IV 「統一応募用紙」制定の趣旨徹底と公正な採用選考の実現に関して

全人教と全人教に加盟する各都府県市の人権教育研究団体は、新規高卒就職生徒の採用選考後、「受験報告書」の取組を中心に実態調査を行っていますが、面接や提出書類にかかわる「統一応募用紙」趣旨違反が未だに後を絶ちません。このことについて、以下の項目について要請します。

- 1 高等学校新規卒業生の採用選考にあたって、「統一応募用紙」の使用とその趣旨を徹底し、応募者の適性と能力に基づいた差別のない公正な採用選考が行われるように、関係諸機関へ周知してください。
- 2 「統一応募用紙」趣旨違反事例についての実態把握の現状をお示してください。
- 3 全国のすべての高等学校で「統一応募用紙」制定の趣旨及び「就職差別につながるおそれがある14事項」の内容について学習の機会が持てるように各都道府県の教育委員会等の関係機関に働きかけるよう要請します。
- 4 L G B T等をめぐる差別の問題は、人権教育の大きな課題ですが、公正採用選考の実現に向けての大きな課題でもあります。男女雇用機会均等法第5条では性別を理由とする差別は禁止されていますので、そもそも採用段階で性別は、理由が示されない限り問うてはならないことです。今年、近畿高等学校統一用紙においては、性別欄の削除がなされました。さらに、J I S規格の履歴書（性別欄有り）の様式例が削除されました。また、性別欄については公立高校の受験願書から削除する自治体も増えてきています。公正採用選考の制度をつくってきた「統一応募用紙」の中に今も性別欄が残されている要因については、これまでの要請の中で、2005年の保護者欄の削除以降、統一応募

用紙についての検討が貴省・厚生労働省・全国高等学校校長協会においてなされていないためだということが明らかにされてきました。貴省が呼びかけて「統一応募用紙」の検討をしていただくこと及び性別欄等の削除を実現していただきますよう要請します。

- 5 大学・短大・各種専修学校の学卒者の就職・採用選考にあたって、エントリーシート（ES）において「統一応募用紙」の趣旨に違反する質問があるなど、本人の資質や能力と関係のない形式的理由等によって差別を受けることがないように、応募書類の形式や内容などについて公正な採用選考手続きが行われるよう関係機関に周知してください。

大学・短大・各種専修学校の学卒者の就職選考において、「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」の応募用紙がありますが、「統一用紙」とはされていません。それがESなどを生み出すことにもつながっています。また、大学・短大・各種専修学校の学卒者に関しては、大阪府労働部が一部「受験報告書」の取組を実施されていますが、こうした取組を広げていくよう、関係機関・団体との連携や指導を要請します。

厚生労働省が発行している「公正な採用選考をめざして」の中の「就職差別につながるおそれがある14事項」は、大学等の学卒者の採用選考の際にも守られなければならないものです。まずは、学生が知る機会を保障することが大切だと思われまます。そうした機会を保障する取組を貴省から大学等に働きかけてください。

- 6 大学・短大・各種専修学校等の入学願書、入学手続き書類等の中には、本籍の記載、親の有無、保護者の職業や年収、財産、宗教など差別選考につながる事項の記入を求めたり、戸籍謄（抄）本の提出を求めたりするところなど、人権について無理解・無自覚なものが存在します。また入試時の面接においても不適正な質問が行われている実態が報告されています。最近では出願前にアンケートで実質的な事前審査が行われたり、事前に面接を行う学校が存在したりするとの報告があります。

専門学校のAO入試において、入試要項では6月1日よりES受付、8月1日より出願となっていますが、ある学校では、6月1日のES受付後に随時面接を実施し、合格者を決定していたことが問い合わせで判明しました。そして当該地域ではこうした事前選考が当たり前という回答でした。熊本県では申し合わせにより出願は8月1日以降となっていますが、生徒が申し合わせ事項を守って出願しようとしたときには定数が充足しており、受験が締め切られていました。こうした選抜方法及び6月からの選考を実施している学校は全国に複数校あるため、正式な手続きで受験しようとした生徒の受験の機会が奪われることとなります。また、ES受付後、生徒が出願の際に合格通知が出ていないにもかかわらず受験資格として、入学金の支払いを求められた例もあります。こうした入試要項と実態が異なる事例の実態把握と入試要項に沿った公正な試験を実施するよう是正指導を要請します。

以上